

阿見町子ども計画

子ども・若者が未来に希望をもって
健やかに育つことができるやさしいまち阿見

令和7年度～令和11年度



令和7年3月
阿見町

こども計画ってなに？



こども計画ってなに？

阿見町に住むすべてのこどもや若い人、その家族が健やかに成長でき、まわりの人とよい関係で、将来にわたって幸せに生活できる、「こどもまんなか社会」を目指す計画、それが「阿見町こども計画」です。



- すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定されました。
- 本町では、「こども基本法」及び「こども大綱」に基づいた各種施策の実施や新たに生じた課題等を解決するための施策を地域全体で総合的かつ強力に推進していくため、少子化対策やこどもの貧困解消対策、こども・若者育成支援等の施策を統合し一体的に取りまとめた「阿見町こども計画」を策定しました。

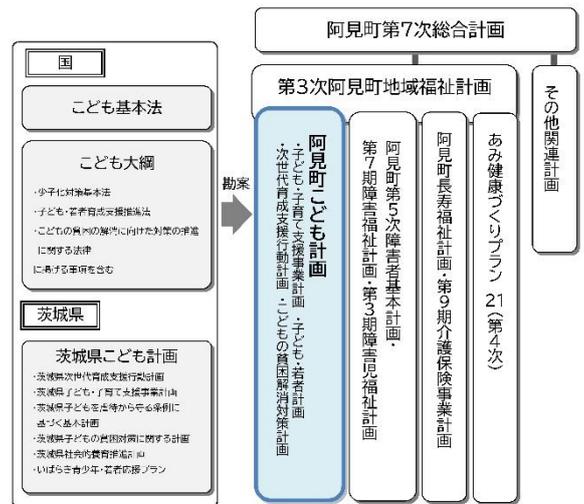
阿見町こども計画が目指すゴール(基本理念)

- こども大綱では、すべてのこども・若者の権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が求められています。
- 「こども・若者が未来に希望を持って健やかに育つことができるやさしいまち阿見」を基本理念に掲げ、すべてのこども・若者・妊産婦・子育て当事者が誰一人取り残されることなく、地域社会全体でこどもと若者を支援し、未来に希望をもって健やかに育つことができる阿見町を目指します。

こども・若者が未来に希望をもって
健やかに育つことができるやさしいまち阿見

計画の位置づけ・期間・対象

- 本計画は、こども基本法第10条の規定に基づき、こども大綱等を踏まえた本町のこども・若者・子育て支援施策を総合的に推進するための具体的な方向や取り組み内容を定めるものです。
- 本町の最上位計画である「阿見町第7次総合計画」をはじめ、保健福祉分野の上位計画である「第3次阿見町地域福祉計画」、そのほかこども・子育て施策に係る各分野の計画と連携・整合を図っていきます。



本計画は、令和7年度から令和11年度までを1期とした5年間の計画とします。

本計画は、本町に住むすべてのこども、若者、妊産婦、子育て当事者を対象とします。行政をはじめ、地域や地域で活動している組織・団体等の支援により、計画の対象となるすべての町民がそれぞれのライフステージにおいて幸せな暮らしの実現を目指します。



《持続可能な地域づくり～SDGsの視点～》

平成27年9月の国連サミットにおいて、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取組が進められています。SDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや地域共生社会づくりにつながるものです。本計画においても、SDGsの17の目標の達成に貢献していくことが求められます。



資料：国際連合広報センター

こども・若者とその家族を応援する3つの目標

本計画はこども大綱を踏まえ、3つの基本目標を設定し、こどもや若者、妊産婦、子育て当事者のライフステージの段階に応じた支援とライフステージを通じた切れ目のない支援に努めます。

基本目標1 すべての子育て家庭を支える

基本目標に関わる
主な SDGsゴール



こどもの幸せを第一に考えて、子育てをしているすべての人が安心して子育てができるよう、こどもの健全な成長を地域全体で見守る様々な子育て支援の充実を推進します。

また、親になる準備期間の支援をはじめ、産前産後ケアの充実、不安を感じることなく心配ごとを気軽に相談できる体制の充実のほか、こどもが健やかに過ごせることはもちろん、安心してこどもを預けられる保育環境の充実などにより、切れ目のない育ちへの支援体制を強化します。

障害、疾病、虐待、生活困窮、外国籍、その他の事情により支援を必要とするこどもと子育て家庭に対して、経済的支援や教育的支援を行うほか、こどもと子育て当事者が気軽に相談できる環境づくりを進めるとともに、地域生活の自立に向けた関係機関との体制の充実を図ります。

- 1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない支援の充実
- 2 地域における子育て支援サービスの充実
- 3 教育・保育サービスの充実
- 4 障害児や発達障害を抱えたこどもやその保護者に対する支援
- 5 ひとり親家庭への支援
- 6 こどもの貧困解消の推進
- 7 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- 8 妊娠から出産、子育てや教育に関する経済的負担の軽減

《こんなことに取り組みます》

妊娠前や出産したお母さんの相談にのったり、健康診断などをしたりして、安心して赤ちゃんを育てられるようにします。



こどもが元気に幸せに育ち、親が安心して子育てできるよう、こどもを預けやすい環境をととのえます。



障害があるこどもや家庭、ひとり親家庭などへのサポートをするとともに、虐待の防止や早めの対応など、大変な状況にあるこどもや家庭などを助け、守ります。



基本目標2 こども・若者の育ちを支える

基本目標に関わる
主な SDGsゴール



こども・若者が、家庭や学校に限らず安全・安心に過ごせる居場所づくりを推進するとともに、基礎学力を身に付けられる学習環境の充実、こどもの可能性を広げる様々な学びや多様な体験活動の充実、こどもを安心して預けられる放課後児童クラブの環境整備など、青少年の健全育成に資する取組を進めます。

また、すべての若者の健やかな成長を見守り、生きづらさを抱える若者とその家庭を支援し、社会全体で支えるための環境づくりを進めます。

- 1 豊かな心と健やかな体の育成
- 2 学校教育の推進
- 3 安心して学ぶことができる環境づくり
- 4 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- 5 次世代を担う若者への支援
- 6 こども・若者の自殺対策

《こんなことに取り組みます》

こどもが健やかに成長できるよう学校教育の充実や施設の整備をしたり、地域での体験やスポーツイベントを行ったりします。



学校にスクールカウンセラーを配置し、こどもの心に寄り添い、いじめや不登校を未然に防いだり悪化させないようにします。



すべてのこども・若者の健やかな成長を見守り、悩みを抱えるこども・若者とその家庭を支援し、社会全体で支えるための環境づくりを進めます。



基本目標3 地域ぐるみで豊かな成長を支える

基本目標に関わる
主な SDGsゴール



こどもの権利の保障や利益を実現するため、こどもの意見を尊重する取組を進めていきます。
また、子育てと仕事を両立しやすくするため、子育て当事者などへの意識啓発を図るとともに、働き方改革の推進など、企業への働きかけを行い、地域や社会全体でこどもを育てやすい環境づくりに取り組みます。

- 1 こども・若者の権利の保障、社会参画や意見表明の推進
- 2 多様な遊びや体験、活躍できる機会や居場所づくり
- 3 安全・安心な生活環境づくり
- 4 こどもまんなかの視点のまちづくり
- 5 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備

《こんなことに取り組みます》

こどもや若者の意見を取り入れるとともに、意見や考えを表明できるようサポートする取組を進めます。



こどもが安心して過ごす場所、困っているときに相談できる場所、みんなと学び、いろいろな経験・体験ができる場や機会などをふやします。



みんなが楽しく遊べて、安全に暮らせる環境を整えます。



お父さん、お母さんが仕事と子育てを両立できるように、働きやすい環境をととのえます。



子ども・子育て支援法に基づく取り組み

子育てと仕事の両立を支援するため、幼稚園、認可保育所(園)、認定こども園等の教育・保育施設の充実を図り、質の高い教育・保育を提供します。

■子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像



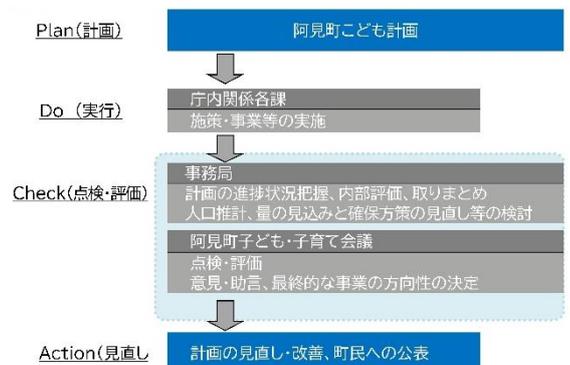
計画の推進に向けて

計画期間中は、子ども家庭課が事務局となり、「阿見町子ども・子育て会議」をはじめ、関係各課、町民や各種団体・関係機関等と連携し、計画の進行を管理していきます。

なお、庁内の推進体制として、各施策・事業の現場担当者等で構成する部門横断的な進行管理会議の設置も視野に入れ、各部署間の情報共有と有機的な連携に努めます。

計画の進捗状況の把握や成果に関する評価については、施策・事業の実績などを用いて実施し、取り組みの改善につなげていきます。

5年間の計画期間の最終年度には、総括的な最終評価を行い、次期計画の策定につなげていきます。



子育てに関する相談窓口一覧

相談窓口	相談内容等	連絡先	対応時間
健康づくり課 阿見町総合保健福祉会館 (さわやかセンター)	妊娠・出産・こどもの発育発達に関すること ・母子健康手帳交付 ・伴走型相談支援(妊娠・出産・育児) ・産後ケア、育児相談	029-888-2940	月曜日～金曜日 (土・日曜日、祝日、 年末年始を除く) 8:30～17:15
子ども家庭課	子育てや家庭に関すること ・子育てのストレス ・お子さんとの接し方 ・児童虐待、ヤングケアラー、DV 幼稚園・保育所・認定こども園等に関すること	029-888-1111 (代表)	
学校教育課・指導室	教育や就学に関すること	029-888-0220	
子どもホットライン (茨城県)	18歳までのこどもがさまざまな悩みを相談できる、こども専用の相談窓口。	029-221-8181	24時間 年中無休
親子のための相談 LINE (茨城県)	18歳未満のこどもとその保護者が、子育てや親子関係などの悩みをLINEアプリで相談できる窓口。		月曜日～金曜日 (土・日曜日、祝日、 年末年始を除く) 10:00～20:00
土浦児童相談所	虐待やこどもの福祉に関するさまざまな相談を受け付けています。	0298-21-4595	月曜日～金曜日 (土・日曜日、祝日、 年末年始を除く) 8:30～17:15
児童相談所全国共通ダイヤル	虐待かも…と思った時などに、すぐに児童相談所へ通告・相談ができる全国共通の電話番号。お近くの児童相談所につながります。	189	24時間 年中無休



阿見町の子育て情報の詳しい内容は
WEBをチェック!

[阿見町](#) [子育て](#) [検索](#)



阿見町こども計画 **概要版**

発行年月/令和7年3月

発行・編集/茨城県阿見町 保健福祉部 子ども家庭課

〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号

TEL 029-888-1111(代表)